

【動物用管理医療機器営業所の廃止（休止・再開）届出について】

営業所を廃止（休止・再開）する場合は、30日以内に届け出ることが必要です。

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



必要書類

必要書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 動物用医療機器営業所廃止 （休止・再開）届出書	<input type="radio"/> 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

